

平成 29 年度ふるさと財団業務説明会 質疑応答内容

● ふるさとものづくり支援事業について

Q：自治体が独自補助（上乘せ補助）をする場合、選考時に評価ポイントが加点されるとのことだが、自治体の予算措置は6月補正で対応しなければならないか。

A：当事業は5月に採択を通知するものであるが、必ずしも6月補正でなくともよい。

Q：Dタイプの対象となる事業は、どの程度の段階ならば対象となるのか。例えば、量産化には至っていないものの少量販売している商品があり、更に販路拡大したい場合や、商品化に踏み出している場合は対象となるのか。

A：商品化が完了し販売しているものは対象にならない。試作品は作ったが市場に出すまでには至らなかったというものが対象となる。

● 地域再生マネージャー事業について

Q：外部専門家派遣（短期診断）について、採択上限に達しない場合は継続公募することだが、継続公募になったのか、それとも上限に達し募集終了となったのかについては、ホームページでの情報提供や採択通知の段階で示してもらえるのか。

A：ホームページで周知させていただく。

● 開発振興部所管の3事業について

Q：本日（H29.1.12）から公募開始となる3事業について、「ふるさとものづくり支援事業」や「地域再生マネージャー事業」と同様に、都道府県に対して市町村への周知依頼をお願いしたい。

A：周知依頼する。（※1月12日付で依頼を発出済）

● まちなか再生支援事業について

Q：自治体の予算措置は6月補正対応でもよいとのことだが、採択された後、予算措置がうまくいかず、結果的に事業実施が困難となるようなケースはどのように考えたらよいか。

A：基本的には年度予算（当初予算）を確保していただいたうえで申請をお願いしたい。財団としては、自治体の予算措置を確認した後に事業採択する順番となる。

6月補正していただく場合も、予算措置確認後に内定・採択の手続きを前提としているため、事業開始をお待ちするとしても6月までが許容範囲と考えていることをご理解いただきたい。

（再来年度募集については、方策を別途検討予定である。）

● 公民連携アドバイザー派遣事業について

Q：一般市民向けのセミナーでも対象となるのか。

A：当事業は自治体職員向けの事業を対象としており、一般市民向けのセミナーは対象外である。